

意見公募要領

1 意見公募対象

<省令案>

- (1) 電波法施行規則等（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号））の一部を改正する省令案

<告示等案>

- (2) 平成23年総務省告示第278号（登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する告示案
- (3) 平成23年総務省告示第279号（登録検査等事業者等規則第20条及び別表第7号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する告示案
- (4) 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

無線局の定期検査については、電波法（昭和25年法律第131号）において、免許を受けた際の条件が持続されているかどうかを実証的に確認するためのものとして定められており、5G等の携帯電話及びBWAシステムの基地局については、現在、空中線電力が1Wを超えるものについて、5年に一度の定期検査が義務づけられているところです。

一方、5Gシステムの基地局については、GPS等の信号を外部から取り込むことで時刻同期されており、送信装置の周波数発振回路はこれらの外部信号を参照することで、同じ周波数が生成されるような仕組みがあります。また、基地局が正常に動作していることを常時遠隔から監視できるようになっています。

加えて、5Gシステムの基地局においては、空中線と送信装置が一体となったアクティブアンテナを用いるものが一般的ですが、空中線の小型化に伴い、アクティブアンテナは半導体と一体構造で製造され、測定用の空中線端子の設置が難しく、測定器を接続して電気的特性を測定することが困難であるという課題があります。

そのため、令和2年3月の情報通信審議会情報通信技術分科会の一部答申においては、5Gシステムの基地局の定期検査については、測定器を接続して電気的特性を測定することが困難であるという課題に対し、上述のような、基地局が正常に動作していることを確保・監視できる仕組み等を踏まえ、今後さらに検討を深めていくことが

望ましいとされました。この答申を踏まえ、同年5月から10月までの間、「高度化された陸上無線システムに対する定期検査のあり方に関する検討会」を開催し、今後の定期検査のあり方について検討を行いました。

その結果、①自動出力補正機能が保証する空中線電力の偏差が、無線設備規則が定める許容偏差以内であること、②外部参照信号同期機能において、基地局親機のCLK信号生成部が受信する外部参照信号の周波数精度が、ITU-Tで標準化された $\pm 0.016\text{ppm}$ 以内であること、③監視制御機能を有し、24時間365日にわたる保守運用体制であること、④上記①及び②の要件を満たしたことを登録証明機関が証明・認証した適合表示無線設備であること、のすべての条件を満たす場合には、定期検査における電気的特性の測定のうち、空中線電力及び周波数の測定を省略可能との報告が得られました。

今般、当該報告内容に基づき、高度化された携帯電話等の基地局の定期検査において、電気的特性の測定を省略可能な条件及びその手続きに必要な制度整備を行うべく、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等を作成しましたので、当該改正案に対して意見を募集するものです。

3 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布し又は閲覧に供することとします。

4 意見の提出方法・提出先

（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

（2）～（3）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームから御提出下さい。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： enhanced-mobile_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 宛て

※スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。やむを得ず添付ファイルを送付する場合は、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せ下さい。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は、次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合せ下さい。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承下さい。

5 意見提出期間

令和3年11月13日（土）から同年12月13日（月）まで（必着）

※郵送の場合も同日必着とさせていただきます。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載

するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課にて配布又は閲覧に供します。

- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

担 当：山下課長補佐、柏崎第二技術係長

電 話：03-5253-5893

電子メールアドレス：enhanced-mobile_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局電波部
移動通信課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「高度化された陸上無線システムに対する定期検査の簡素化に係る電波法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	御意見